

【御案内】新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、技能実習評価試験の延期等により受検できないために、次段階の技能実習へ移行できない技能実習生に対して、受検・移行ができるようになるまでの間、出入国在留管理庁において、「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能（※）となる措置をとっておりますので、周知いたします（下記の入管庁HP参照）。

※ 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する方に限ります。

○出入国在留管理庁HP

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱いについて

<http://www.moj.go.jp/content/001317458.pdf>

・技能実習生に係る新型コロナウイルス感染症への対応について（Q&A）

※Q&A8-1を御確認ください。

<http://www.moj.go.jp/content/001316780.pdf>

【参考】

・法務省「新型コロナウイルス感染症に関する情報はこちらに掲載しています。」

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>